

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と長崎県は、平成29年10月5日付けで、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び長崎県が共同して監査を実施した結果、柔道整復師の資格を有しない者が行った施術や、受領委任の取扱いが承諾された施術所以外の場所において行った施術について、療養費を不正に請求していたことが判明したことによるものです。（不正請求額 約6万8千円）

記

1. 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏名	寺峰 千子（てらみね ちこ）43歳
施術所名称	ヴィヴィ整骨院鍼灸院
施術所所在地	長崎県長崎市戸石町681-152
元開設者	株式会社コミュニケーションパートナー 代表取締役 池ノ上 俊一（いけのうえ しゅんいち）

2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成29年10月5日

〔当該柔道整復師及び当該開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

※上記1の柔道整復師は、平成29年3月27日付で施術所を廃止し、受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添2「受領委任の取扱規程」第2章13の(1)及び(2)

〔平成22年5月24日付保発第0524第2号 厚生労働省保険局長通知
最終改正：平成25年4月24日付保発0424第2号〕

4. 療養費の不正請求

監査において確認した不正請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）の件数及び金額

〔平成28年9月～平成28年12月〕

・不正請求 9名分 支給申請書 14件 67,893円

（注）上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

5. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

不正請求

- ① 柔道整復師の資格を有しない者が行った施術について、療養費を不正に請求していた。
- ② 受領委任の取扱いが承諾された施術所以外の場所において行った施術について、療養費を不正に請求していた。

6. 監査を行うに至った経緯等

- （1）九州厚生局に、ヴィヴィ整骨院鍼灸院においては、特定の会社関係者しか利用しておらず、肩こりや疲労等へのマッサージについて、柔道整復施術療養費の請求を行っている旨の情報提供があった。
- （2）このため、患者調査を実施したところ、受領委任の取扱いが承諾されたヴィヴィ整骨院鍼灸院以外の場所での施術や負傷原因の相違が疑われたため監査を実施した。